



埼玉県報

第 2 6 2 0 号
平成 2 6 年 8 月 1 5 日
金 曜 日

目 次

規則

- [埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則\(水環境課\)](#)
- [警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則\(警務課\)](#)

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県生活環境保全条例第76条の規定に基づく土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針の改正\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う要措置区域の指定に係る特定有害物質の一部除外\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う形質変更時要届出区域の指定の一部撤回\(水環境課\)](#)
- [土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う形質変更時要届出区域の指定に係る特定有害物質の一部除外\(水環境課\)](#)
- [第43回採石業務管理者試験の実施\(みどり自然課\)](#)
- [朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [蓮田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [介護保険法による介護老人保健施設の開設の許可\(高齢介護課\)](#)
- [宅地建物取引業法に基づく聴聞\(建築安全課\)](#)
- [建築基準法に基づく公開による意見の聴取告示\(建築安全課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県水道施設管理システム開発業務委託に関する入札公告\(水道企画課\)](#)
- [埼玉県立精神医療センターの全身用X線CT装置の調達に関する入札公告\(経営管理課\)](#)
- [博物館の登録事項の変更\(生涯学習文化財課\)](#)

正誤

- [埼玉県告示第960号中訂正\(財政課\)](#)
- [埼玉県告示第936号中訂正\(県政情報センター\)](#)

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十五号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

別表第二十一の一四の項中「〇・〇ニミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成26年 8 月15日

埼玉県公安委員会委員長 山 本 正 士

埼玉県公安委員会規則第 7 号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成26年埼玉県条例第43号）の施行期日は、平成26年 9 月16日とする。

告 示

埼玉県告示第千五百五十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年八月五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人未来のいえ
- 三 代表者の氏名
山本 美紀子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市大字大道五百八十八番地四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、越谷市民に対し、医療や介護、介護予防の学習や情報提供、介護事業を行い、市民の医療や介護に対する問題点や悩みを解決すること、さらに地域医療や社会貢献のために活動をしている市民を支援するとともに、越谷市民の地域福祉に貢献することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二ヶ月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年八月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人新座市体操協会

三 代表者の氏名

林 正 和

四 主たる事務所の所在地

（変更前）東京都練馬区光が丘三丁目八番六号四〇一

（変更後）埼玉県新座市北野一丁目二番二十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、近隣の地域住民に対して、ウエルネスに関わる諸サービスを提供する事業を行い、健康で活動的なウエルネス社会の形成に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二ヶ月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年八月五日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ネクスト福島
- 三 代表者の氏名
遠 藤 浩 樹
- 四 主たる事務所の所在地
（変更前）埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目三十五番地六 ガーデンピラ大宮二〇三
（変更後）埼玉県桶川市若宮一丁目七番十一号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、東日本大震災で被災した福島県の住民に対して支援活動を行い、福島県の復興に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百五十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款及び役員名簿を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十六年八月五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人中小企業活性化支援協会

三 代表者の氏名

山 崎 喜久男

四 主たる事務所の所在地

（変更前）埼玉県さいたま市大宮区下町二 五十五 明邦下町ビルNo.18 五階

（変更後）埼玉県川越市松江町一 三 八 朝日プラザ本川越六〇六号

五 定款に記載された目的

この法人は、中小企業の経営者や従業員に対する多面的教育・ITの効率的活用支援、企業間連携・産学連携支援などの経営革新支援を行うことで、中小企業の活性化を図りひいては地域の振興・発展に寄与する事を目的とする。

告 示

埼玉県告示第千百五十九号

平成二十五年埼玉県告示第四百四十号（土壌及び地下水の汚染の調査及び対策に関する指針）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第一の一・一 ジクロロエチレンの項中「0.2川ニグラム」を「1川ニグ
ラム」に改める。

告 示

埼玉県告示第千百六十号

平成二十六年埼玉県告示第三百七十二号による要措置区域の指定について、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年環境省令第二十三号）の施行に伴い、土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の一部を次のとおり除外する。

平成二十六年八月十五日

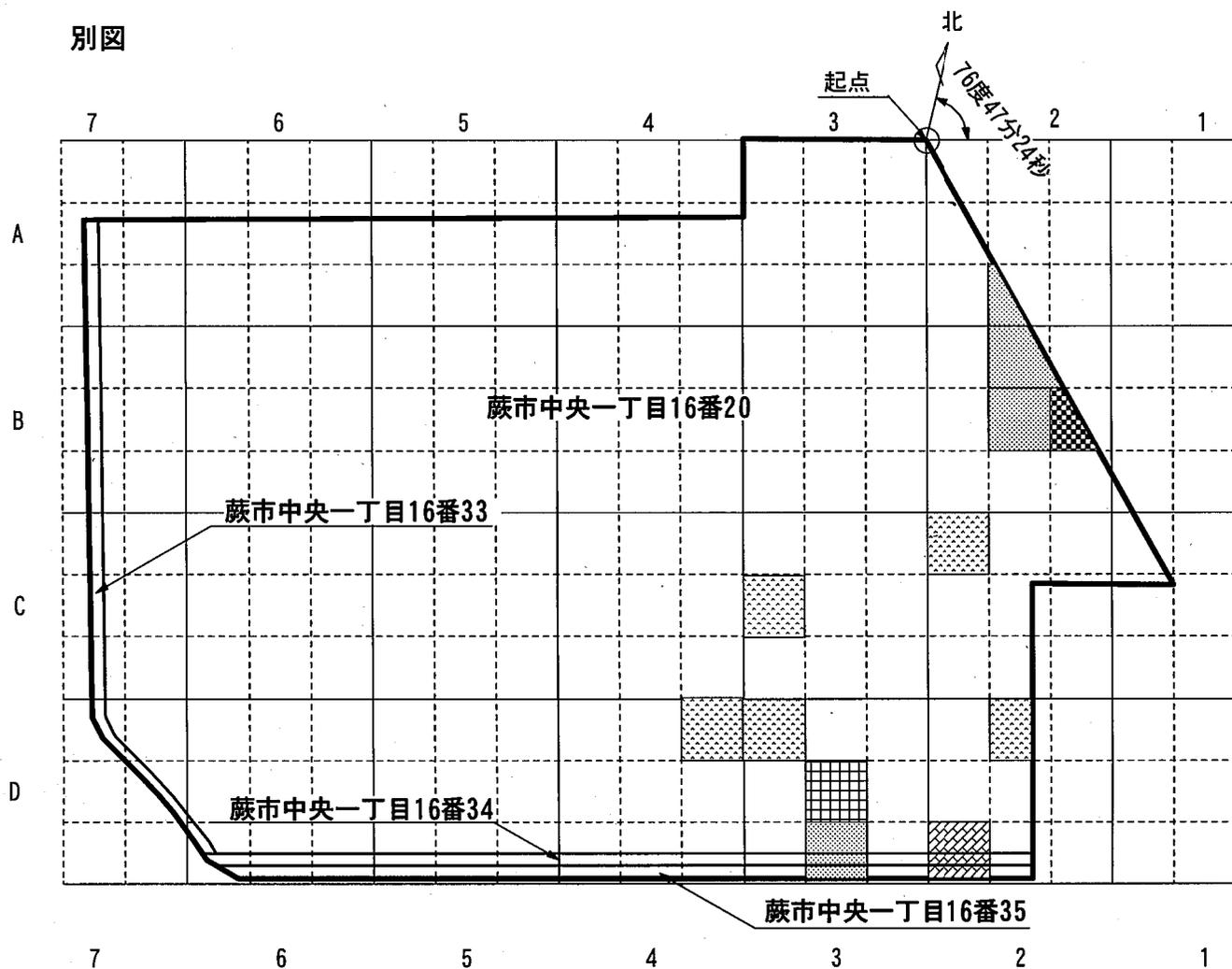
埼玉県知事 上 田 清 司

一 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質から除外する物質の種類

一・一―ジクロロエチレン

二 基準に適合していない特定有害物質の一部について除外する要措置区域
別図のとおり（埼玉県蕨市中央一丁目十六番二十の一部）

別図



【起点】
 起点は、蕨市中央一丁目16番20の
 最北端とする。

【格子の回転角度（76度47分24秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、
 東西方向及び南北方向に引いた線
 並びにこれらと平行して10m間隔で
 引いた線により構成されている格子
 を、起点を支点に右方向に回転
 させた角度を示す。



凡 例

- : 単位区画 (10m格子)
- : 30m格子
- : 筆境界
- : 敷地境界
- : 起点

【不適合となった特定有害物質の種類】
 (要措置区域)

- : トリクロロエレン
- : シス-1, 2-ジ クロロエレン
- : トリクロロエレン及びシス-1, 2-ジ クロロエレン
- : トリクロロエレン及びトリクロロエレン
- : トリクロロエチレン、シス-1,2-ジク
 ロロエチレン及びベンゼン
 (1,1-ジクロロエチレンについて、
 基準に適合していない特定有害物質
 から除外)

告 示

埼玉県告示第千百六十一号

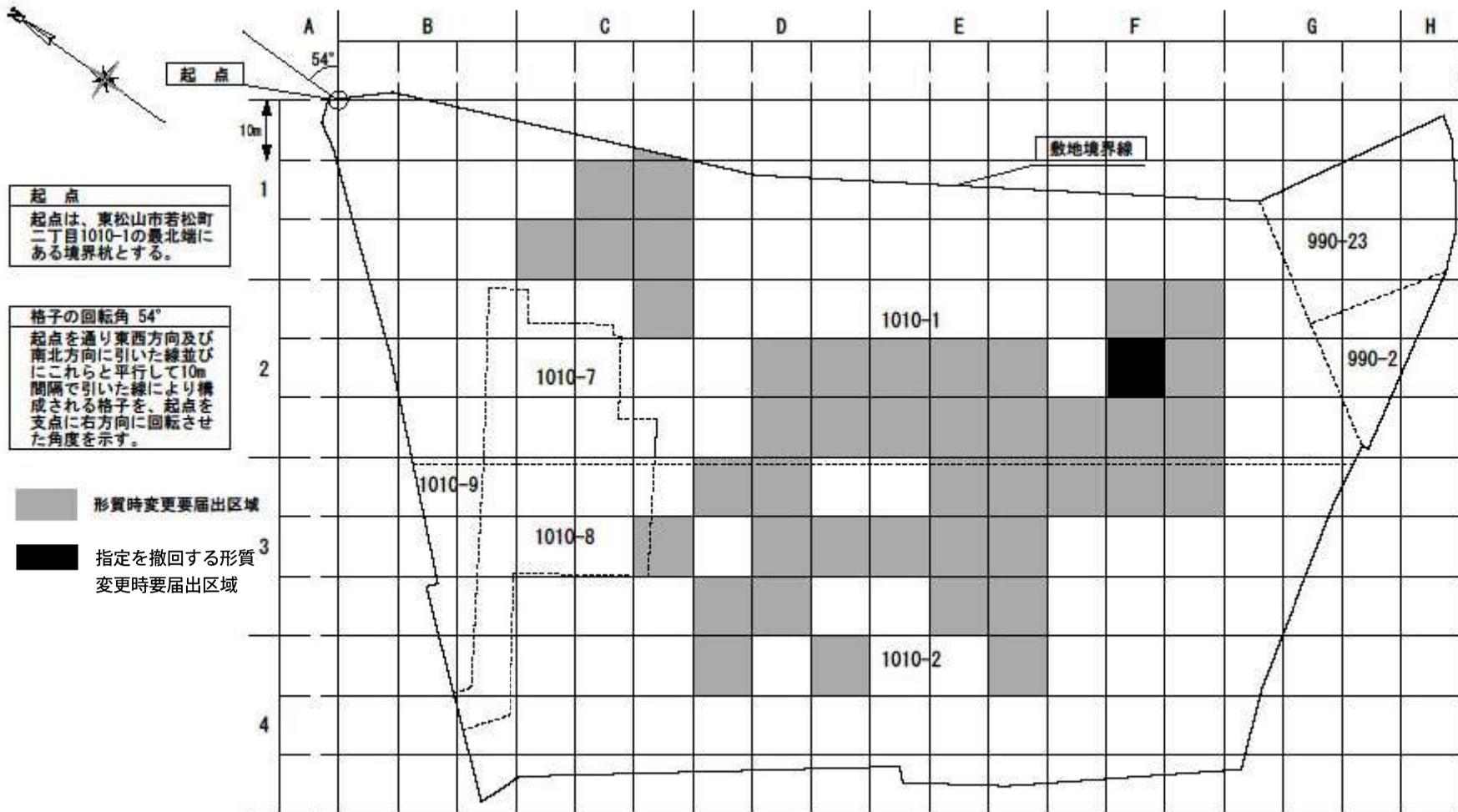
平成二十三年埼玉県告示第二百四十三号により指定した形質変更時要届出区域の一部について、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年環境省令第二十三号）の施行に伴い、当該区域に係る指定を次のとおり撤回する。

平成二十六年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 指定を撤回する形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県東松山市若松町二丁目千十番一の一部）
- 二 指定時に土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称
一・一―ジクロロエチレン

別図



※平成26年5月20日、東松山市若松町2丁目990番23、1010番1、1010番2、1010番7、1010番8、1010番9は、東松山市若松町2丁目990番2に合筆されている。

告 示

埼玉県告示第千百六十二号

平成二十三年埼玉県告示第二百四十三号による形質変更時要届出区域の指定について、土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年環境省令第二十三号）の施行に伴い、土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の一部を次のとおり除外する。

平成二十六年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

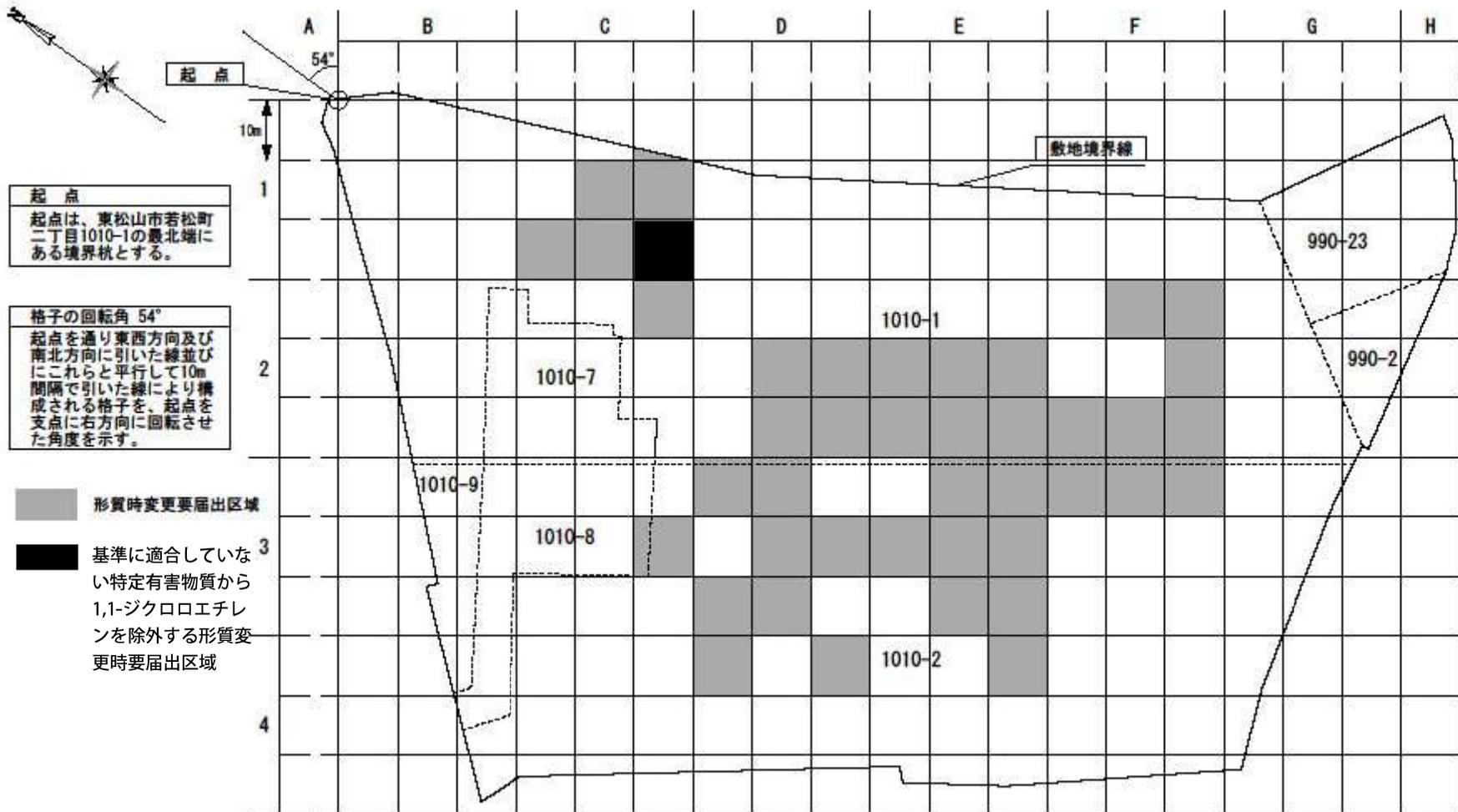
一 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質から除外する物質の種類

一・一―ジクロロエチレン

二 基準に適合していない特定有害物質の一部について除外する形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県東松山市若松町二丁目千十番一の一部）

別図



起点
 起点は、東松山市若松町二丁目1010-1の最北端にある境界杭とする。

格子の回転角 54°
 起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を支点に右方向に回転させた角度を示す。

- 形質時変更届出区域
- 基準に適合していない特定有害物質から1,1-ジクロロエチレンを除外する形質変更届出区域

※平成26年5月20日、東松山市若松町2丁目990番23、1010番1、1010番2、1010番7、1010番8、1010番9は、東松山市若松町2丁目990番2に合筆されている。

告 示

埼玉県告示第千百六十二号

採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十二条の十三第一項の規定により、第四十三回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成二十六年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験期日

平成二十六年十月十日（金）午前十時から十二時まで

二 試験場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目一番四号

埼玉会館7A会議室

三 受験手続

イ 受験願書の入手方法

埼玉県環境部みどり自然課、各環境管理事務所並びに各地域振興センター及び同事務所において、平成二十六年八月十八日（月）から配布する。

ロ 申込方法

受験願書等に必要事項を記入の上、簡易書留で郵送すること。

八 受付期間

平成二十六年九月一日（月）から九月十六日（火）まで（期間内消印有効）

四 受験願書の提出先

郵便番号三三〇 九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県環境部みどり自然課

五 試験手数料

八千円に相当する額の埼玉県収入証紙を受験願書にはり付けて納付すること。

六 試験科目

イ 岩石の採取に関する法令事項（環境保全関係法令事項を含む。）

ロ 岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項

告 示

埼玉県告示第千百六十四号

朝霞市から朝霞都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百六十五号

白岡市から蓮田都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十六年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百六十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第九十四条第一項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成二十六年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

介護保険 事業所番号	施設名称	施設所在地	サービスの種類	開設者の名称又は氏名	許可年月日
1152980049	介護老人保健施設 鶴瀬代の里	埼玉県富士見市鶴瀬西2丁目8-32	介護老人保健施設	医療法人恵雄会	平成26年6月19日
1150280095	川口メディケアセンター	埼玉県川口市西新井宿923番の1	介護老人保健施設	医療法人社団桐和会	平成26年8月1日
1150280103	川口メディケアセンター	埼玉県川口市西新井宿923番の1	介護老人保健施設	医療法人社団桐和会	平成26年8月1日

告 示

埼玉県告示第千百六十七号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条の規定による処分について、同法第六十九条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

平成二十六年八月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	被聴聞者の商号又は名称	被聴聞者の氏名（法人にあっては代表者の氏名）	被聴聞者の主たる事務所の所在地
平成二十六年 九月十日午前 十時三十分	中央住販株式 会社	代表取締役 小島 勇一	埼玉県飯能市緑町 六番地五 一〇二一

二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十三番三号

埼玉県衛生会館 五二一会議室

告示

埼玉県告示第千百六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十四項の規定により公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十六年八月十五日

埼玉県知事 上田清司

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県上尾市日の出三丁目二番二十八号

トヨタカーローラ埼玉株式会社 取締役社長 茂木喜明

ロ 敷地の位置

埼玉県白岡市西五丁目十四番一、二、三、十五

ハ 建築物の用途

自動車販売店舗、自動車修理工場

二 意見の聴取の期日

平成二十六年八月三十一日（日）

正午から

三 意見の聴取の場所

埼玉県白岡市白岡八百五十七番地六

白岡市コミュニティセンター 集会室三

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年八月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年四月二十八日

指令川建セ第二六〇〇一〇〇号

二 検査済証番号

平成二十六年八月八日

川建セ第二六 七二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字北吉見字七左工門谷三九三八番二一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県東松山市加美町六番八号

村田 浩

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年八月十五日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 許可番号

平成二十六年三月十四日

指令川建セ第二五〇一五五〇号

二 検査済証番号

平成二十六年八月十二日

川建セ第二六 七七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字田甲字庚塚九一八番一の一部、九一八番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町大字田甲九一八番地二

宮本 将、宮本 智早

告 示

埼玉県公営企業告示第四十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十六年八月十五日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

1 調達内容

(1) 調達する役務の件名

埼玉県水道施設管理システム開発業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成29年3月21日まで

(4) 履行場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂地内 ほか

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「電子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 上下水道事業に関するアセットマネジメントシステム又は施設管理システムの開発業務の履行実績がある者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330 - 0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目14番21号

埼玉県企業局水道企画課 施設計画担当 会見、江原

電話048-830-7060 ファクシミリ048-834-5071

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること）。

- (3) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年9月26日（金）午前9時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年9月25日（木）午後4時まで
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県企業局水道企画課 平成26年9月26日（金）午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和39年公営企業管理規程第5号。以下「財務規程」という。）第123条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額

を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年9月12日(金)午後4時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第124条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

設定する(調査基準価格未満の入札があった場合は、調査の上、当該入札を行った者を落札者とするか否かを決定する。)。

(8) 手続における交渉の有無

無

(9) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年8月20日(水)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ提出すること。

(10) 支払条件

発注者は、適法な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受注者に支払

うものとする。

(11) 前払金の有無

有（その額は該当会計年度の支払限度額の30%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。）。

(12) 入札に参加できる企業の形態は、単体企業とする。

(13) 入札に参加する者の数が1者であるときは、入札を執行しない。

(14) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Development of a management system for Saitama Prefectural waterworks facilities.

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system:

Until 9:30 a.m., Friday, September 26, 2014

By registered mail or in person:

Until 4:00 p.m., Thursday, September 25, 2014

(3) Date and Time of Bidding:

10:10 a.m. Friday, September 26, 2014

(4) Contact Information:

Aimi and Ehara

Facility Planning Group

Waterworks Planning Division, Bureau of Public Enterprise

Saitama Prefectural Government

Takasago 3-14-21, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Tel: 048-830-7060

Fax: 048-834-5071

告 示

埼玉県病院事業告示第二十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十六年八月十五日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

全身用X線CT装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年3月13日

(4) 納入場所

埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2

埼玉県立精神医療センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(4) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（平成24年埼玉県告示第1086号）に基づき、業種区分「商品の販売」のA等級に格付けされている者であること。

(5) 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 三谷・田村

電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札機器に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料（提案書）
の提出場所及び仕様に関する問い合わせ先

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2

埼玉県立精神医療センター 用度担当 櫻井

電話048-723-1111（代表） ファクシミリ048-723-1550

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会

なし

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年9月25日 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年9月24日 午後5時まで(必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成26年9月25日 午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成26年9月4日 午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(4)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年8月20日 午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775

(直通)) へ提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Whole body X - ray CT scanner

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., September 25, 2014 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., September 24, 2014)

(3) Contact Infomation:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5985

告示

埼玉県教委告示第二十四号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十三条第二項の規定により、次の博物館の登録事項の変更登録をした。

平成二十六年八月十五日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照實

一 遠山記念館

ア 登録記号番号

埼玉第一号

イ 変更登録事項

設置者の名称

公益財団法人遠山記念館

二 財団法人山崎美術館

ア 登録記号番号

埼玉第九号

イ 変更登録事項

設置者の名称

公益財団法人山崎美術館

名称

公益財団法人山崎美術館

三 財団法人河鍋暁斎記念美術館

ア 登録記号番号

埼玉第十二号

イ 変更登録事項

設置者の名称

公益財団法人河鍋暁斎記念美術館

名称

公益財団法人河鍋暁斎記念美術館

四 やまとーあーとみゅーじあむ

ア 登録記号番号

埼玉第十六号

イ 変更登録事項

設置者の名称

一般財団法人やまとーあーとみゅーじあむ

五 サト工記念21世紀美術館

ア 登録記号番号

埼玉第二十二号

イ 変更登録事項

設置者の名称

公益財団法人サト工記念美術博物館

六 鉄道博物館

ア 登録記号番号

埼玉第二十三号

イ 変更登録事項

設置者の名称

公益財団法人東日本鉄道文化財団

正 誤

埼玉県告示第九百六十号（平成二十六年七月一日号外第十六号）中訂正

ページ 表 行
三十二 第二十表備考 下から一

誤
602,268,400 千円

正
624,268,400 千円

ページ 表 行
三十二 第二十表備考 下から一

誤
44,380,280 千円

正
43,049,240 千円

ページ 表 行
三十二 第二十表備考 下から一

誤
177,935,987 千円

正
201,267,027 千円

ページ 表 行
三十二 第二十表備考 下から一

誤
市場公募債

正
市場公募債等

正 誤

埼玉県告示第九百三十六号（平成二十六年六月二十七日第二千六百六号）中訂正

ページ 表中

二 受付件数及び平成二十五年度処理件数

五 受付件数及び平成二十五年度処理件数

誤

別表のとおり

正

別表のとおり

2 ページ

誤

知 事	請求	4,365	62	4,427	888	2,759	90	112	3,849	578
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	4,365	62	4,427	888	2,759	90	112	3,849	578

正

知 事	請求	4,363	62	4,425	888	2,757	90	112	3,847	578
	申出	2	0	2	0	2	0	0	2	0
	計	4,365	62	4,427	888	2,759	90	112	3,849	578

5 ページ

誤

合 計	請求	7,779	69	7,848	1,591	5,316	156	196	7,259	589
	申出	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	7,779	69	7,848	1,591	5,316	156	196	7,259	589

正

合 計	請求	7,777	69	7,846	1,591	5,314	156	196	7,257	589
	申出	2	0	2	0	2	0	0	2	0
	計	7,779	69	7,848	1,591	5,316	156	196	7,259	589